



流山市監査委員告示第14号

財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年10月31日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流社第640号  
平成30年10月4日

流山市監査委員様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年6月7日付け、流監第19号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。



## 措置事項報告書

報告年月日・番号		平成30年6月7日・流監第19号	
監査の種別		財政援助団体監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部 社会福祉課	指摘	予算見積内訳書の法人運営事業費87,233,000円が予算書の70,769,000円と一致していなかった。担当課においては、十分な書類審査に取り組みたい。	審査については複数名で同時にチェックを行い適正な審査を行うようにします。
健康福祉部 社会福祉課  社会福祉協議会	指摘	補助金交付申請書に添付した社会福祉協議会事業費補助金予算見積内訳書について確定前のものが提出されていた。社会福祉法人流山市社会福祉協議会に対しては、適法な確定手続を経た内訳書の提出を求める。また、担当課においては、補助金交付申請書が社会福祉法人流山市社会福祉協議会の予算と整合していることの確認を求める。	社会福祉協議会資料については、総会で承認された書類を申請します。社会福祉課社会福祉協議会に対し補助金交付申請書に添付する同協議会の予算見積書等の関係書類は、同協議会の総会の議決を経たものを添付するよう指示しました。また、社会福祉課における書類審査の際、同協議会の総会を経た予算との整合を含め、チェックを職員複数名により行うことで適正な審査を確保します。
社会福祉協議会	指摘	社会福祉法人流山市社会福祉協議会が交付している地区ボランティア活動運営費の補助金について実績報告書が提出されているものの、確定手続が決算後の7月10日に行われていた。補助金の交付事務の改善を求める。	社会福祉法人流山市社会福祉協議会地区ボランティアグループ補助金の手続きチェック表を作成し、各地区ボランティア団体提出された実績報告書受理後、チェック表を用いて事務処理の進行状況を複数の職員で確認し、同協議会の前年度分の事業報告及び監査が5月に行われるため、4月末日までに確定手続をします。
社会福祉協議会	指摘	社会福祉法人流山市社会福祉協議会経理規程では、月次試算表は翌月末日までに提出しなければならないとあるが、4月から9月分までの報告書は期限内に提出されていなかった。また、10月分以降は書類を確認できなかった。同規程の適正な執行を求める。	係内で業務のスケジュール管理を徹底するとともに、スケジュールに沿って行き、複数の職員で進捗を確認をしながら、月次試算表を翌月末日までに会長に報告し、経理規程を順守します。
健康福祉部 社会福祉課	意見	社会福祉法人流山市社会福祉協議会は、市が直接行えない事業を市に代行して行う役割を担っているが、所管課である社会福祉課は、補助事業が補助目的に沿った適正なものか、補助金の使用方法が合理的かつ効果的かどうか、申請内容に適合するものであるかなど補助金の使途について検証することを要望する。	事業内容を明確に把握し、補助金の目的に沿ったものかを確認し、合理的かつ効果的な内容になっているか。また、補助金の使途についても目的に合致しているか検証を行います。特に新規事業については詳細な説明を求めます。



健康福祉部 社会福祉課	意見	補助金の大部分を占める法人運営事業については、決算書によれば総事業費のうち約7割が人件費であった。要綱では、補助対象経費を社会福祉協議会が社会福祉法第109条各号に掲げる事業を実施するために要する経費及び社会福祉協議会の運営に要する経費と広範囲の経費を補助対象としているが、補助金の支出としては、運営費補助ではなく、事業費補助が主であることが望ましい。予算見積内訳書の法人運営事業に対する補助対象経費について内訳が確認できる書類を提出させ、補助金のあり方について検討されたい。	事業費補助金が主であります が、事業を実施するうえで人件費が必要となるため人件費が多くなることは否めません。今後は予算見積内訳書の法人運営事業に対する補助対象経費について内訳を提出させ、補助金のあり方を検討します。
健康福祉部 社会福祉課	意見	ボランティア活動促進事業のコーディネーター設置費の事業費合計1,370,000円について、申請時には内訳の設定がないとのことであった。今後は、補助金の使用実績と申請内容との整合が確認できるように、申請時に申請額の根拠資料を提出させ、補助対象経費の内容について確認されたい。	補助金申請時に内訳の設定がないものについては、社会福祉協議会に内訳を提出させ補助金対象経費を把握し確認します。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。